

8-2
235



宗教法人法案に関係がある法令の抜萃

260
1
1
1

13

天野	213
----	-----

○民法（明治廿九年法律第八九号）

才七十条（法人の破産宣告）①法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハザルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債権者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ為ス

②前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ要ス

才七十三条（清算法人）解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尙ホ存続スルモノト看做ス

才七十五条（裁判所による清算人の選任）前条ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ欠ケタル為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

才七十六条（清算人の解任）重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

才七十八条（清算人の職務権限）①清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
- 二 債權ノ取立及ヒ債務ノ弁済
- 三 残余財産ノ引渡

②清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ為メニ必要ナル一切ノ行為ヲ為スコトヲ得
才七十九条（債權申出の公告と催告）①清算人ハ其就職ノ日ヨリ二ヶ月内ニ少クトモ三四ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二ヶ月ヲ下ルコト

トヲ得ス

②前項ノ公告ニハ債権者カ期間内ニ申出ヲ為ササルトキハ其債権ハ清算ヨリ除外セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債権者ヲ除外スルコトヲ得ス

③清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス
才八〇条(期間後に申し出た債権)前条ノ期間後に申出テタル債権者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ帰属権利者ニ引渡ササル財産ニ対シテノミ請求ヲ為スコトヲ得

才八一条(清算中の破産)①清算中ニ法人ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ為シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

②清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス

③本条ノ場合ニ以テ既ニ債権者ニ支拂ヒ又ハ帰属権利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

才八二条(解散、清算の監督)①法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

②裁判所ハ何時ニテモ職権ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為スコトヲ得

○非訟事件手続法（明）

第三五條（假理事特別代理人の選任）
法人の解散、清算の監督の管轄

①假理事又ハ特別代理人ノ選任ハ法人ノ事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

②法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ハ主ナル事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三六條（検査人の選任）
裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三七條ノ二（準用規定）
第二百二十九條ノ三及ヒ第百五十九條ノ四ノ規定ハ裁判所カ法人ノ清算人又ハ第三十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲スヘキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第一二九條ノ三（検査役の報酬）
商法第七十三條第一項、第八十一條第一項、第二百九十四條第一項又ハ第三百五十三條第一項ノ規定ニ依リ裁判所カ検査役ヲ選任シタル場合ニ於テハ會社ヲシテ之ニ報酬ヲ與ヘシムルコトヲ得其額ハ取締役及ヒ監査役ノ陳述ヲ總テ裁判所之ニ定ム

第一二九條ノ四（即時抗告）
前二條ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第一三六條（管轄裁判所）
合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社及ヒ有限會社ノ清算ニ關スル事件ハ會社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス
銀行又ハ無盡業者ハ無盡管理業ヲ營ム會社ノ清算ノ監督

亦同シ

第一三七條（清算人の選任、解任の裁判）清算人の選任又ハ解任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス裁判所カ銀行又ハ無盡業若ハ無盡管理業ヲ營ム會社ノ清算ノ監督ニ付キ爲シタル命令ニ對シ亦同シ

第一三八條（清算人不適格者）左ニ掲ケタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及ヒ準禁治産者
- 三 剝奪公権者及ヒ停止公権者
- 四 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人
- 五 破産者

第一三九條ノ二（事務取扱者）登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第一四二條（登記簿の閲覧、謄本抄本の交付）①登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閲覧ヲ許スヘシ

②登記所ハ登記上利害ノ關係ヲ疏明シテ申請ヲ爲シタル者ニハ其關係アル部分ニ限り登記簿ノ附屬書類ノ閲覧ヲ許スヘシ

第一四三條（證明書の付與）①登記所ハ手数料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタル者ニハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ヲ交付シ又ハ登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト若クハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ヲ爲スベシ

⑤ 郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル證明ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

第一四四條（登記事項ノ公告）① 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙上ニ少クモ一回之ヲ爲スコトヲ要ス

② 公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞発行ノ日ノ翌日之ヲ爲シタルモノト看做ス

第一四五條（登記事項を掲載する新聞紙の選定）① 司法事務局ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ官報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

② 公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙カ休刊又ハ廢刊ヲ爲ストキハ更ニ他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第一四六條（新聞公告に代わる掲示）司法事務局ハ其管轄内ニ公告ヲ爲サシムルニ適當ナル新聞紙ナシト認ムルトキハ新聞紙上ノ公告ニ代ヘ登記所及ヒ其管内ノ市町村役場ノ掲示場ニ公告ヲ爲スコトヲ得

第一四七條（申請主義）登記スヘキ事項ノ登記、其變更又ハ消滅ノ登記ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外當事者ノ申請アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一四八條（登記更正申請）當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其更正ヲ申請スルトヲ得

第一四八條ノ二（登記抹消申請）當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記カ商法、有限會社法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコト

ヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其抹消ヲ申請スルコトヲ得

第一四九條（登記申請書）①登記ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

②申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人又ハ其代理人之ニ署名、捺印スヘシ

一 申請人ノ氏名、住所、會社カ申請人ナルトキハ其商號及ヒ本店又ハ支店

二 代理人ニ依リテ申請ヲ爲ストキハ其氏名、住所

三 登記ノ目的及事由

四 年月日

五 登記所ノ表示

第一五〇條（連署申請）①本章ノ規定ニ依リ連署ヲ以テ申請ヲ爲スヘキ

場合ニ於テ正當ノ事由ニ因リ連署スルコト能ハサル者アルトキハ其

ノ者ノミニテ申請ヲ爲スコトヲ得

②連署ヲ爲スコト能ハサル事由ハ之ヲ證明スルコトヲ要ス

第一五〇條ノ二（官廳ノ許可書ノ添附）官廳ノ許可ヲ要スル事項ノ登記

ヲ申請スルニハ申請書ニ官廳ノ許可書又ハ其認證アル原本ヲ添附スル

コトヲ要ス

第一五〇條ノ三（本店、支店ノ關係）本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ登記

スヘキ事項ニ付支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ申請スルニハ申請書ニ本

店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス此

場合ニ於テハ各本條ニ定メタル書類ハ之ヲ附添スルコトヲ要セ

第一五〇條ノ四（印鑑届）①登記ノ申請書ニ捺印スヘキ者ハ豫メ其印鑑ヲ登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ

②前項ノ規定ハ委任ニ因ル代理人ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其委任ヲ爲シタル者ニ付之ヲ適用ス

第一五〇條ノ五（印鑑證明書ノ付與）①登記所ハ會社又ハ外國會社ノ代表者ニシテ登記所ニ印鑑ヲ提出シタル者カ手数料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタルトキハ其印轄ノ證明書ヲ交付スヘシ

②第四百十三條第二項ノ規定ハ前項ノ證明書ノ送付ニ付キ之ヲ準用ス
第一五一條（登記申請の却下）登記所ハ登記ノ申請カ商法、有限會社法又ハ本章ノ規定ニ適セサルトキハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ

第一五一條ノ二（登記職權抹消の通知）①登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記カ商法、有限會社法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルキナルコトヲ發見シタルトキハ登記ヲ許シタル者ニ對シ一ヶ月ヲ超エサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ登記ヲ抹消スヘキ旨ヲ通知スヘシ

②登記ヲ爲シタル者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ前項ノ通知ニ代ヘ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

③登記所ハ右ノ外相當ト認ムル新聞紙ニ同一ノ公告ヲ掲載セシムルコトヲ得

第一五一條ノ三（異議の裁判）異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記所其異議ニ付決定ヲ爲スヘシ

第一五一條ノ四（登記職權抹消の執行）異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ登記所ハ職權ヲ以テ登記ヲ抹消スヘシ

第一五一條ノ五（本店、支店の關係）①前三條ノ規定ハ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ノ登記ニ付テハ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ニノミ之ヲ適用ス

②前項ノ場合ニ於テ本店所在地ノ登記所カ登記ヲ抹消シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ支店所在地ノ登記所ニ通知スヘシ

③支店所在地ノ登記所カ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク登記ヲ抹消スヘシ

第一五一條ノ六（登記に錯誤遺漏のある場合）①登記ヲ爲シタル後其筆^{登記所ハ}記ヲ爲シタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲

滞ナク登記ヲ爲シタル者ニ其旨ヲ通知スヘシ但其錯誤又ハ遺漏カ登記所ノ過誤ニ出テタルトキハ此限ニ在ラス

②前項但書ノ場合ニ於テハ登記所ハ遲滞ナク監督法務局又ハ地方法務局ノ長ノ許可ヲ得テ登記ノ更正ヲ爲スヘシ

第一五四條（登記の回復）商業登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ法務總裁ハ一定ノ期間ヲ定メテ登記ノ回復キ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第一五五條（登記事務の委任）法務總裁ハ數個ノ登記所ノ管轄上屬メキ商業登記ノ事務ヲ其一登記所ニ委任スルコトヲ得

第一五六條（施行細則令）登記簿ノ調製其他登記ニ關スル施行細則ハ法務總裁之ヲ定ム

第一五六條ノ二（手数料額）第五四十三條第一項及ヒ第五百五十條ノ五第一項ノ手数料ノ額ハ物價ノ狀況登記簿ノ謄本ノ交付等ニ要スル實費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一五七條（不動産登記法ノ準用）不動産登記法第十條、第十八條、第二十條、第二十二條第一項、第二十四條、第五十九條、第五百十條、第五百一十一條、第五百十三條及ヒ第五百十四條ノ規定ハ商業登記ニ之ヲ準用ス

○不動産登記法（明治三十二年法律第二四號）

第一〇〇條（登記事務ノ停止）登記所ニ於テ其事務ヲ停止セサルコトヲ得サ

ル事故ノ生シタルトキハ法務總裁ハ期間ヲ定メテ其停止ヲ命スルコトヲ得

第一八條（職員ノ押捺）登記簿ニハ法務局又ハ地方法務局ノ長其枚數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シ且毎葉ノ綴目ニ職印ヲ以テ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第二〇條（登記簿等ノ保存）①登記簿、見出帳及ヒ共同人名簿ハ永久ニ之ヲ保存スルコトヲ要ス

②申請書其他ノ附屬書類ハ申請書受附ノ日ヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス但申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニ付テハ其保存期間ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第二二條（登記簿ノ持出禁止）①登記簿及ヒ其附屬書類ハ事務ヲ離ル

爲メニスル場合ヲ除ク外登記所外ニ持出スコトヲ得ス但第二十條第二項ニ掲ケタル書類ニ付テハ裁判所ノ命令又ハ囑託アリタルトキハ此限ニ在ラス

第二四條（滅失防止の處分）登記簿及ヒ其附屬書類ノ滅失スル虞アルトキハ法務總裁ハ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第五九條（行政區畫の變更）行政區畫又ハ其名稱ノ變更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル行政區畫又ハ其名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス字又ハ其名稱ノ變更アリタルトキ亦同シ

第一五〇條（異議の申立とその管轄）登記官吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第一五一條（異議申立者）異議ノ申立ハ登記所ニ異議申立書ヲ差出シテ之ヲ爲ス

第一五三條（登記官吏のなすべき措置）①登記官吏カ異議ヲ理由ナシトスルトキハ三日内ニ意見ヲ附シテ事件ヲ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ送附スルコトヲ要ス

②登記官吏カ異議ヲ理由アリトスルトキハ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ要ス若シ登記完了ノ後ナルトキハ其登記ニ付キ異議アル旨ノ附記ヲ爲シ之ヲ登記上ノ利害關係人ニ通知シ且前項ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

第一五四條（異議申立について）の決定）法務局又ハ地方法務局ノ長ハ異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ異議ヲ理由アリトスルトキハ登記官吏ニ相當ノ處分ヲ命シ其旨ヲ異議申立人ノ外登記上ノ利害關係人ニ通知スルコトヲ要ス

○教育委員会法

昭和二十三年七月十五日
法律第一七〇号
昭和二十五年五月一〇日
法律第一六八号改正

才五〇条 教育委員会の権限に属する事務のうち、左に掲げるものは、都道府県委員会のみが、これを行う。

一 教育職員免許法の定めるところに従い、国立又は公立の学校の校長及び職員並びに教育長及び指導主事の免許状に関すること。

二 文部大臣の定める基準に従い、都道府県内のすべての学校の教科用図書の検定を行うこと。

三 地方委員会に対し技術的、専門的な助言と指導を与えること。

四 高等学校の通学区の設定又は変更に関すること。

五 都道府県内の学校給食に関する企画並びに学校給食のための配給

物資の管理及び利用に関すること

六 文化財保護法（昭和二十五年法律才二百十四号）及び重要美術品等の保存に関する件（昭和八年法律才四十三号）の実施に関すること。

七 教育に関する法人（私立学校を設置する法人を除く。）に関すること。

○文部省設置法 昭和二十四年五月三十一日
法律才一四六号

（大臣官房の事務）

才七条

大臣官房においては、前項に掲げる事務のほか、左の事務をつかさどる。

- 一 ユネスコに関する国内における諸活動及び各部局のユネスコに関する事務について連絡調整すること。
- 二 教育職員の給与その他の待遇及び福利厚生に関し、調査研究し、及び援助を与えること。
- 三 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律才六十九号）に基づき公立学校共済組舎に関し、文部省に属せしめられた事務を処理すること。
- 四 宗教に関する情報、資料を収集し、及び宗教団体に関し、連絡すること。

五 教育職員及び教育関係公務員等の適格審査に関すること。
 （審議会等）

才二十四条 才十三条に掲げるもののほか、本省に左表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
教職員適格審査会	教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令才六十二号）に基づき文部大臣の定める範囲の教育職員及び教育関係公務員等の適格審査を行うこと。
中央教職員適格審査会	教職員の除去、就職禁止等に関する政令に基づき教職不適格者と判定された者の再審査及び教職不適格者と指定された者の請求による恩給、手当等の復活の審査並びに同令附則才四項

の規定に基く審査を行ふこと

○民法施行法（明治三一年）
法律第一一號

第二八條（神社寺院等の法人性）民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ佛堂ニハ之ヲ適用セス

○登録税法（明治二九年）
法律第二七號

第一九條（課税除外）左ニ掲クルモノニハ登録税ヲ課セス但シ第二號ノ二、第八號乃至第九號ノ四、第十一號、第十一號ノ三、第十二號及第

十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

二ノ四 法人タル神社若ハ法人タル寺院ノ境内地若ハ法人タル教會ノ構内地又ハ法人タル神社、法人タル寺院若ハ法人タル教會ノ用ニ供スル建物ニ關スル登記

○地方税法（昭和二五年七月三一日）
法律第二二六號

（固定資産税の非課税の範囲）

才三四八条 市町村は、国並びに都道府県、特別市、市町村、特別区、これらの組合、財産区、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本放送

会に對しては、固定資産税を課することができない。

固定資産税は、左の各号に掲げる固定資産に對しては課することができない。但し、固定資産（才十号の固定資産を除く。）を有料で借り受けた者がこれを左の各号に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

- 一 国並びに都道府県、特別市、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産
- 二 宗教法人がその用に供する家屋及びその境内地又は構内地

○關稅定率法（明治四三年法律第五四號）

第七條 左ノ物品ニハ輸入税ヲ免ス

- 十一ノ二 法人タル神社、寺院若ハ教會又ハ禮拜堂上書體ノ式典用具及禮拜用具

○宗教法人令（昭和十一年二月二十八日勅令第七一九號）

第六條 神社、寺院教會ノ規則ヲ變更セシムルハ、其ノ宗派ノ徒及信徒ノ總代ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。當該神社、寺院又ハ教會ガ宗派、宗派又ハ教團ニ屬スルキハ、其ノ宗派又ハ教團ノ所屬教派、宗派又ハ教

國ノ主管者ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

○ 訴願法 (明治三十三年二月一日)
法律第二十〇五號

第一條 (訴願事項) 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ

掲クル事件ニ付之ヲ提起スルコトヲ得

一 租税及手数料ノ賦課ニ關スル事件

二 租税滯納處分ニ關スル事件

三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件

四 水利及土木ニ關スル事件

五 土地ノ官民有區分ニ關スル事件

六 地方警察ニ關スル事件

其他法律勅令ニ於テ特ニ訴願ヲ許シタル事件

第二條 (訴願ノ提起) ① 訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政機關

由シ直接上級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ

② 訴願ノ裁決ヲ受ケタル後更ニ上級行政廳ニ訴願セントスル者ハ其裁決ヲ爲

シタル行政廳ヲ經由スヘシ

③ 國ノ行政ニ付此法律ニ依リ都府縣市會又ハ市參事會ノ處分若クハ裁決ニ

對シテ訴願セントスル者ハ其處分若クハ裁決ヲ爲シタル都府縣市會又ハ

市參事會ヲ經由シテ府縣參事會ニ之ヲ提起スヘシ

第三條 (同前) 各省大臣ノ處分ニ對シ訴願セントスル者ハ其省ニ之ヲ提

起スヘシ

第四條（確定事項の再訴願の禁止）裁判所ノ裁判各省ノ裁決及第二條第三項府縣參事會ノ裁決ヲ經タルモノハ其事件ニ付更ニ訴願スルコトヲ得ス

第五條（訴願の方式）①訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ

②訴願書ノ侮辱誹毀ニ涉ルモノハ之ヲ受理セス

第六條（訴願書）①訴願書ハ其不服ノ要點理由要求及訴願人ノ身分職業住所年齢ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ

②訴願書ニハ證據書類ヲ添へ竝下級行政廳ノ裁決ヲ經タルモノハ其裁決書ヲ添フヘシ

第七條（共同訴願、法人の訴願）①多數ノ人員共同シテ訴願セントスルトキハ其訴願書ニ各訴願人ノ身分職業住所年齢ヲ記載シ署名捺印シ其

中ヨリ三名以下ノ總代人ヲ選ビ之ニ委任シ總代委任ノ正當ナルコトヲ證明スヘシ

②法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第八條（訴願期間）①行政處分ヲ受ケタル後六十日ヲ經過シタルトキハ其處分ニ對シ訴願スルコトヲ得ス

②行政廳ノ裁決ヲ經タル訴願ニシテ其裁決ヲ受ケタル後三十日ヲ經過シタルモノハ更ニ上級行政廳ニ訴願スルコトヲ得ス

③行政廳ニ於テ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

第九條（訴願の却下、補足のための還付）①法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起

スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背スルモノナルトキハ之ヲ却下ス

②其訴願書ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ期限ヲ指定シテ還付スヘシ

第一〇條（訴願書ノ差出）①訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコトヲ得

②郵便遞送ノ日數ハ第八條ノ訴願期限内ニ之ヲ算入セス

第一一條（經由廳による發送）①第二條第一項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經

由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取リタル日ヨリ十日以内ニ辯明書及必

要文書添へ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

②第二條第二項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受

取リタル日ヨリ三日以内ニ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

③第二條第三項ノ場合ニ於テ訴願書ヲ發送スルトキ亦前二項ノ例ニ依ル

ヘシ

第一二條（訴願提起と行政處分ノ執行）訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程ア

ルモノヲ除ク外行政處分ノ執行ヲ停止セス但行政廳ハ其職權ニ依リ又

ハ訴願人ノ願ニ依リ必要ナリト認ムルトキハ其執行ヲ停止スルコトヲ

得

第一三條（審理）訴願ハ口頭審問ヲ爲ス其文書ニ就キ之ヲ裁決ス但行

政廳ニ於テ必要ナリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ得

第一四條（裁決）訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由ヲ付スヘシ訴

願ヲ却下スルトキ亦同シ

第一五條（裁決書ノ交付）訴願ノ裁決書ハ其處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經

由シテ之ヲ訴願人ニ交付スヘシ訴願書ヲ却下スルトキ亦同シ

第一六條（裁決の拘束力）上級行政廳ニ於テ爲シタル裁決ハ下級行政廳
ヲ拘束ス

第一七條（他の法令による訴願）訴願ノ手續ニ關シ他ノ法律勅令ニ別段
ノ規程アルモノハ各其規程ニ依ル

附則（抄）

第二一條 行政廳ニ呈出スル請願ハ此法律ニ依ルノ限ニ在ラヌ